

2023(令和5)年度 SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業実施団体募集要項

1 事業目的

青年が地域や他団体等と連携して、世界共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）を推進する取組に対して支援することにより、活動のネットワークを広げるとともに、新たな価値観に触れ、創造力豊かなリーダーに成長していく機会を提供する。

2 事業補助額（定額）

1 団体あたり最大 40 万円まで

（注）選考委員会の決定により、1 団体あたりの補助額が 40 万円に満たない場合がある。

3 事業団体数

10 団体程度

4 事業期間

補助金交付決定の日から令和 6 年 2 月 29 日まで

5 応募資格

兵庫県内に活動拠点を置く青年を中心とする団体・グループ等（以下「実施団体」という。）であって、次の要件を全て満たしているものとする。

※「青年」・・・2023(令和5)年4月1日現在で18歳から概ね40歳まで

- (1) 代表者及び主たる事務所を定めていること
- (2) 構成員が5人以上で、代表者を含め青年中心であること
- (3) 県内を中心に、SDGsに取り組み、兵庫の活性化に寄与する事業であること
- (4) (3)の取組をおこなうにあたり、SDGsの趣旨を広める意識啓発や交流活動等を実施すること
- (5) 青少年本部が別に公募する青年（以下「チャレンジメンバー」という。）の参加を認めること
- (6) 青年が関わる取組を事業期間を通じて10回程度実施すること
- (7) 宗教又は政治・営利活動を目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動をおこなう団体でないこと
- (8) 事業を実施し、また、当該事業について独立した経理をおこなう能力を有していること

6 補助金

(1) 補助対象となる経費

- ① 報償費（講師等謝金）
- ② 旅費（団体構成員、チャレンジメンバー、外部講師等の交通費及び宿泊費）※1
- ③ 需用費（備品（※2）、印刷費等資料作成費、活動資材購入費、消耗品費等）
- ④ 役務費（郵券代、運送料、保険料、会場設営費等）
- ⑤ 使用料（会場使用料、機材のレンタル・リース料等）
- ⑥ その他事業実施にあたって必要と認められる経費

※1 青年が事業実施地域や活動場所に旅行するための経費及び青少年本部が主催する交流会や活動報告会等に参加するための経費については、実施団体

が補助金から支出すること。

原則として、国外の移動、資材などの買い出しに係る経費等は対象外とする。

※2 備品とは、使用耐用年数が1年以上で取得価格が5万円以上のもの。

備品購入費の総額は、補助額の20%を限度とする。

(2) 補助対象とならない経費

① 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象活動の実施に直接関係しない経費

② その他事業実施にあたり必要と認められない経費

[主な例]

- ・ 実施団体等の役員・構成員への謝金
- ・ 一般参加者の交通費
- ・ 備品・装置等の設置費・修繕費
- ・ 事業に直接関係ない消耗品購入費
- ・ 他者に対する寄付金・分担金・会費
- ・ 食糧費（ただし、参加者が自ら調理するための食材費は除く）
- ・ 交際費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費）
- ・ 事務局人件費、事務所経費（家賃、水道光熱費、電話代等）
- ・ 補助金交付決定の日より前に支払った経費

7 募集期間

令和5年4月3日（月）～令和5年5月10日（水）必着

8 提出書類

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 収支予算書（別記1）

(3) 事業計画書（別記2）

(4) 誓約書（様式第1号の2）

(5) 団体の概要を記した書類

団体の規約・定款、役員名簿、2022(令和4)年度収支決算書・事業実績報告書、2023(令和5)年度収支予算書・事業計画書など、団体の運営状況がわかる資料。

(6) 提出方法

持参または郵送。持参の場合は土・日・祝日を除く。受付時間は9時～17時。

E-mailは不可。

なお、提出された書類は返却しない。

また、応募に係る一切の費用は、応募団体の負担とする。

9 審査等

(1) 審査方法

別に設置する選考委員会において、応募書類による書類審査（1次審査）の後、プレゼンテーション審査（口頭のみ）と質疑（2次審査）に基づき決定する。なお、書類審査（1次審査）のみで不採択とする場合がある。

選考委員会のプレゼンテーション審査は次のとおり予定しているが、詳細は別途通知する。

日時：令和5年6月3日(土)

場所：兵庫県民会館

※1団体当たりの出席者は3人以内とする。

(2) 審査基準

本事業の目的に対する理解度、事業の実現性、事業の効果、地域や他団体等との連携・協働体制、事業遂行能力等について総合評価をおこなう。

(3) 審査結果

審査結果は、速やかに応募者に通知するとともに当本部のホームページにおいて公表する。

10 事業報告

事業期間終了後は、指定する様式により、事業報告書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 実施団体は、補助金交付要綱に定める規定に基づき適正な事業執行を心掛けるとともに、会計処理等の執行に関し、適宜実施する青少年本部の指導や調査に協力するものとする。
- (2) 実施団体が作成する助成事業に係る印刷物、看板等には「SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業」と記載するとともに、(公財)兵庫県青少年本部から助成を受けている旨を明記すること。
- (3) 本事業の補助対象経費は、国や県、市町、その他団体における補助事業の対象事業経費と重複しないこと。
- (4) 青少年本部が主催する全県交流会(7月予定)、活動報告会(2月予定)に概ね3人以上出席すること。
- (5) 不明な点があれば、青少年本部と協議すること。

12 問い合わせ先

公益財団法人兵庫県青少年本部 活動支援部 SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業担当
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階

電話 078-891-7410 FAX 078-891-7418

(月曜から金曜 9:00~17:00)